

## 県民健康調査「甲状腺検査【本格検査（平成30・31年度実施）】」実施状況

## I 調査概要

## 1. 目的

子どもたちの健康を長期に見守るために、甲状腺の状態を把握するための先行検査及び甲状腺の状態を継続して確認するための本格検査（検査2回目、検査3回目）に引き続き、本格検査（平成30・31年度実施）を実施する。

## 2. 対象者

震災時福島県にお住いの概ね18歳以下であった全県民（平成4年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた福島県民）

## 3. 実施期間

平成30年5月1日から検査を開始し、18歳以下の対象者には平成30年度及び平成31年度の2か年で市町村順に実施している。また、19歳以上の対象者には受診時期を分かりやすくするため、年齢（学年）ごとに検査を実施し、25歳の対象者には5年ごとの節目の検査を実施している。ただし、25歳時の検査までは5年以上空けないこととする。

## 4. 実施機関

福島県から委託を受けた福島県立医科大学が、対象者の利便性も考慮し、福島県内外の医療機関等と連携して検査を実施している。（平成30年3月31日現在の協定締結数）

## (1) 一次検査

- (i) 県内検査実施機関 69か所
- (ii) 県外検査実施機関 111か所

## (2) 二次検査

- (i) 県内検査実施機関 5か所（福島県立医科大学を含む）
- (ii) 県外検査実施機関 36か所

## 5. 検査方法

## (1) 一次検査

超音波画像診断装置により甲状腺の超音波検査を実施。

なお、検査の結果は、以下の基準により複数の専門医により判定している。

- (i) A判定：A1、A2判定の場合は次回（平成32年度以降）の一次検査を行う。
  - (A1) 結節やのう胞を認めなかった場合。
  - (A2) 5.0mm以下の結節や20.0mm以下ののう胞を認めた場合。
- (ii) B判定：B判定の場合は二次検査を実施している。
  - 5.1mm以上の結節や20.1mm以上ののう胞を認めた場合。
  - なお、A2の判定内容であっても、甲状腺の状態等から二次検査を要すると判断した方については、B判定としている。
- (iii) C判定：C判定の場合は二次検査を実施している。
  - 甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要する場合。

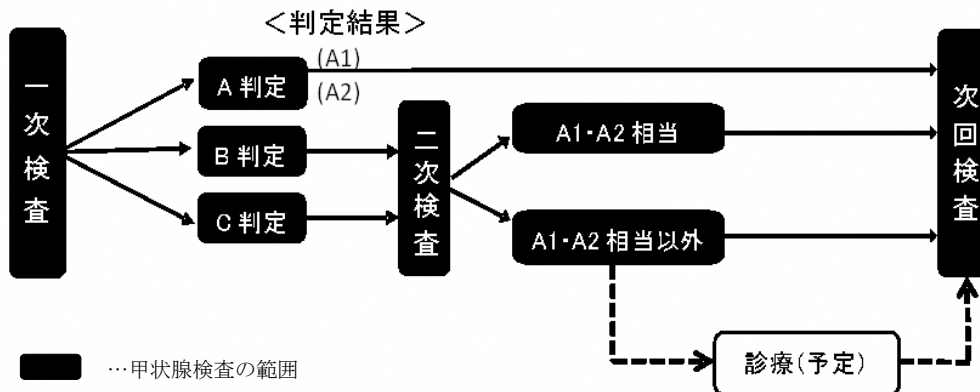
(2) 二次検査

一次検査の結果、B判定またはC判定となった場合は、二次検査の対象となる。二次検査では、詳細な超音波検査、血液検査及び尿検査を行い、必要に応じて穿刺吸引細胞診を実施する。早期に診察が必要と判断した方については優先的に二次検査を実施する。

なお、二次検査の結果、診療（予定）となる方がいる。

(3) 検査の流れ

図 1.検査の流れ



6. 実施対象年度別市町村

平成 30 年度及び平成 31 年度の各実施対象市町村は次のとおり。

図 2. 実施対象年度別市町村

